

## 母乳育児成功のための 10 カ条

産科医療や新生児ケアにかかわるすべての施設は以下の条項を守らなければなりません。

1. 母乳育児についての基本方針を文書にし、関係するすべての保健医療スタッフに周知徹底しましょう。
2. この方針を実践するために必要な技能を、すべての関係する保健医療スタッフにトレーニングしましょう。
3. 妊娠した女性すべてに母乳育児の利点とその方法に関する情報を提供しましょう。
4. 産後 30 分以内に母乳育児が開始できるよう、母親を援助しましょう。
5. 母親に母乳育児のやり方を教え、母と子が離れることが避けられない場合でも母乳分泌を維持できるように方法を教えましょう。
6. 医学的に必要がない限り、新生児には母乳以外の栄養や水分を与えないようにしましょう。
7. 母親と赤ちゃんが一緒にいられるように、終日、母子同室を実施しましょう。
8. 赤ちゃんが欲しがるときに欲しがらだけの授乳を勧めましょう。
9. 母乳で育てられている赤ちゃんに、人工乳首やおしゃぶりを与えないようにしましょう。
10. 母乳育児を支援するグループ作りを支援し、産科施設の退院時に母親に紹介しましょう。

WHO/UNICEF : The Ten Steps to Successful Breastfeeding, 1989

## 「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準（WHO:1981）の要旨

1. 消費者一般に対して、母乳代用品の宣伝・広告をしてはいけない。
2. 母親に試供品を渡してはいけない。
3. 保健施設や医療機関を通じて製品を売り込んではならない。これには人工乳の無料提供、もしくは低価格の販売も含まれる。
4. 企業はセールス員を通じて母親に直接売り込んではならない。
5. 保健医療従事者に贈り物をしたり個人的に試供品を提供したりしてはならない。保健医療従事者は、母親に決して製品を手渡してはならない。
6. 赤ちゃんの絵や写真を含めて、製品のラベル(表示)には人工栄養法を理想化するような言葉、あるいは絵や写真を使用してはならない。
7. 保健医療従事者への情報は科学的で事実に基づくものであるべきである。
8. 人工栄養法に関する情報を提供するときには、必ず、母乳育児の利点を説明し、人工栄養法のマイナス面、有害性を説明しなければならない。
9. 乳児用食品として不適切な製品、例えば加糖練乳を乳児用として販売促進してはならない。
10. 母乳代用品の製造業者や流通業者は、その国が「国際規準」の国内法制を整備していないとしても、「国際規準」を遵守した行動を取るべきである。

Allain A & Chetley A. Protecting Infant Health. 10<sup>th</sup> edition IBFAN/ICDC Penang Malaysia 2002. 母乳育児支援ネットワーク翻訳. 乳児の健康を守るために WHO 「国際規準」実践ガイドブック 保健医療従事者のための「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」入門. NPO 法人日本ラクテーション・コンサルタント協会.2007